

小規模簡易専用水道のてびき

千葉市保健所

目	次
1 はじめに.....	1
2 小規模簡易専用水道とは.....	2
3 設置者の義務	
(1) 保健所への届出.....	3
(2) 維持管理.....	3～8
ア 受水槽等のチェックポイント.....	5
イ 地下式受水槽のチェックポイント.....	6
4 保健所の指導.....	9
5 汚染事故等の緊急時の措置.....	9
◇ 小規模簡易専用水道関係法令（抜粋）.....	11
◇ 水質基準表（令和2年4月1日改定）.....	13

1 はじめに

3階建て以上のビル・マンションなどの多くは、水道本管から一度受水槽に水道水を貯留し、ポンプで高置水槽へ揚水した後、落差を利用して給水する受水槽式給水を行っています。

受水槽などは人目にふれにくいところに置かれているため、管理を怠りがちで、知らず知らずのうちに汚れていることがあります。

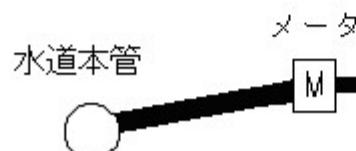
受水槽から蛇口までの管理責任は設置者にあるので、受水槽を含めた水道施設の日常的な点検と清潔保持が重要です。

そこで、千葉市では、千葉市小規模水道条例により、県営水道又は市営水道から供給を受け、有効容量が10立方メートル以下の受水槽を設置し、50人以上の者に供給する水道施設を小規模簡易専用水道として、衛生的な管理を義務づけています。

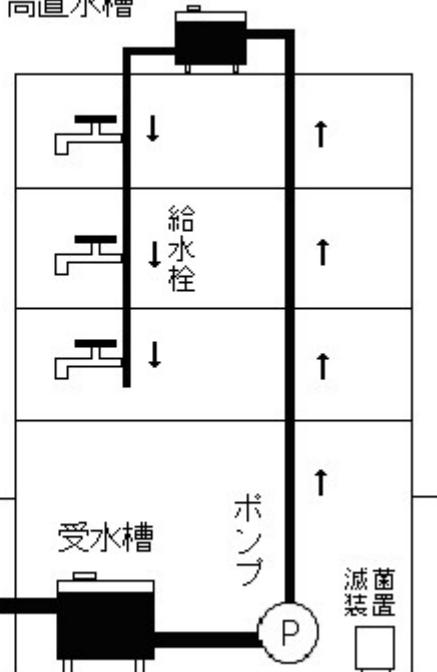
設置者は、このてびきを参考にして適切な管理を行ってください。

受水槽式給水（高置水槽式）

- ・地下又は1階の受水槽に水道水を受入れる。
↓
- ・ポンプで高置水槽に揚水する。
↓
- ・高置水槽と各給水栓との落差を利用して給水する。



高置水槽



2 小規模簡易専用水道とは

県営水道又は市営水道から供給される水を受水槽に貯留した後、いろいろな方法で圧力をかけて給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が10立方メートル以下で50人以上に供給する水道をいいます。（「受水槽の有効容量の合計」とは、給水管等で接続されている複数の受水槽の有効容量の合計をいう。）

ただし、次の場合は、小規模簡易専用水道に該当しませんが、別途届出等が必要です。

◆受水槽有効容量の合計が10立方メートルを超える水道。

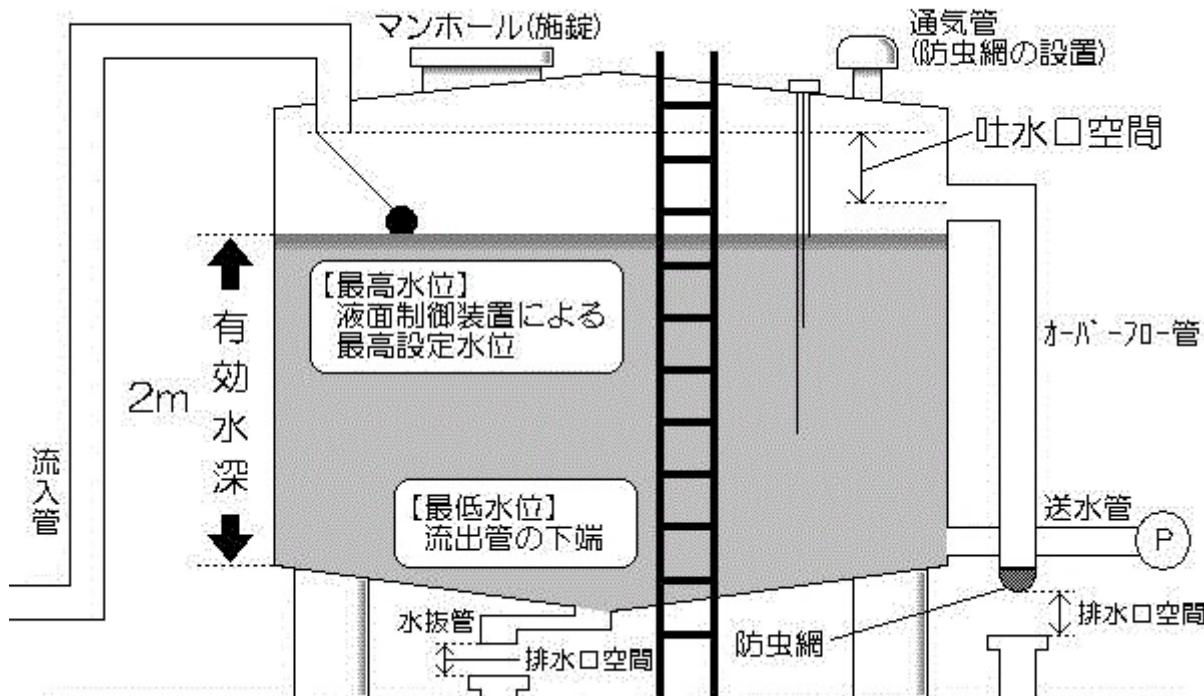
（簡易専用水道に該当し、保健所への届出が必要になります。）

◆水道局から供給される水と自家用井戸水等を混合し、1日最大給水量が2

0立方メートルを超える水道又は給水人数が50人以上である水道。

（専用水道又は小規模専用水道に該当し、保健所への申請等が必要になります。）

【断面図】



◆受水槽の有効容量とは、最高水位と最低水位との間に貯留される、適正に利用可能な水量をいう。

3 設置者の義務

(1) 保健所への届出（千葉市小規模水道条例第13条）

次の場合は、保健所にある所定の届出用紙により、速やかに届出を行うこと。（千葉市小規模水道条例施行規則第9条、第10条）

- ◆小規模簡易専用水道に該当する場合。
- ◆設置者及び主たる構造（受水槽・高置水槽等）に変更のあった場合。
- ◆水槽の規模の拡大又は給水人数の減少等により小規模簡易専用水道に該当しなくなつた場合。

なお、届出用紙については、保健所環境衛生課のホームページからダウンロードできます。
(<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/hokenjo/kankyo/>)

(2) 維持管理（千葉市小規模水道条例第14条）

1 水槽の清掃を1年ごとに1回定期に行うこと。（千葉市小規模水道条例施行規則第11条（1））

- ◆水槽内に発生する水あかや水道管由来の鉄さび等を除去するため、定期的な清掃を行ってください。
- ◆貯水槽清掃は特殊な器具類が必要なうえ、衛生的で安全な方法によらなければならぬいため、専門的な知識・技術を有する者に委託することが賢明です。
- ◆専門的な知識・技術を有する者としては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律による都道府県知事登録業者がいます。

2 水槽及びその周囲を点検し、有害物・汚水等によって水が汚染されないようにすること。

(千葉市小規模水道条例施行規則第11条(2))

◆点検内容等(5、6ページのチェックポイント参照)

(1) 貯水槽内への、水道水以外の水の流入や、動物・昆虫等の侵入を防止するため、

次の点検等を行ってください。

- ・貯水槽の亀裂の有無等の確認。
- ・マンホールの密閉、立ち上げ等の確認。
- ・通気管の笠、防虫網の確認。
- ・オーバーフロー管の防虫網の確認。

(2) 貯水槽点検の実施を容易にするため、貯水槽周囲の整理整頓及び清潔の保持に努めてください。

(3) 地震、凍結及び大雨等の事態が発生したときは、速やかに点検を行ってください。

◆地下式受水槽の管理には、特に気をつけてください。

(注意：現在、地下式受水槽の新たな設置は、認められておりません。)

・地下式受水槽では、隔壁の亀裂及びマンホールのすきまなどから汚水が混入して、腸管出血性大腸菌等による集団食中毒及び塩素消毒でも死滅しない寄生虫の一種であるクリプトスパリジウムによる集団下痢症が発生した事例があります。

◆点検で、異常を発見した時は、速やかに改善措置を講じてください。

ア 受水槽等のチェックポイント

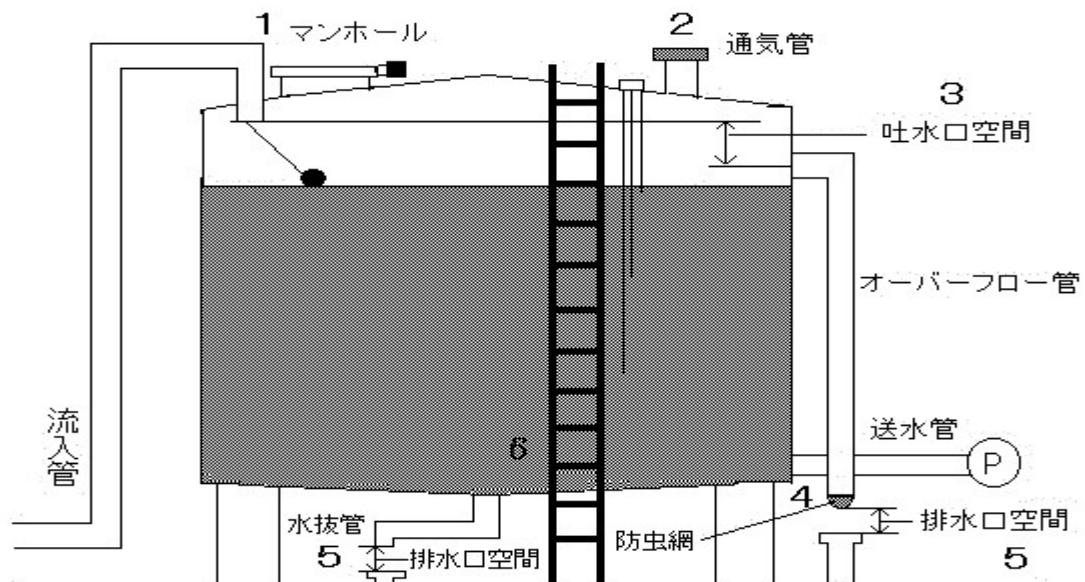
1 【マンホール】

- ・鍵はついていますか？
- ・フタが壊れたり、開け放しになつたりしていませんか？
- ・パッキンがあり、マンホールは密閉されていますか？



3 【吐水口空間】

- ・受水槽の水が流入管に逆流しない為に設けられた空間はありますか？



●吐水口空間の詳細については、『給水装置の構造及び材質の基準に関する省令』(平成九年三月十九日厚生省令第十四号) 第5条第1項ニを参照してください。

2 【通気管】

虫やネズミが入らないように、

- ・通気管の笠はありますか？
- ・防虫網はついていますか？

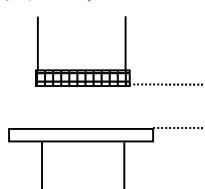


4 【オーバーフロー管】

虫やネズミなどが入らないように、防虫網はついていますか？

5 【排水口空間】

- ・下水などを、オーバーフロー管を通じて貯水槽内に逆流させない為の、空間はありますか？



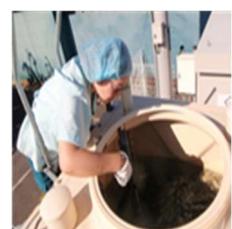
6 【点検用はしご】

- ・はしごがさびで、壊れていませんか？



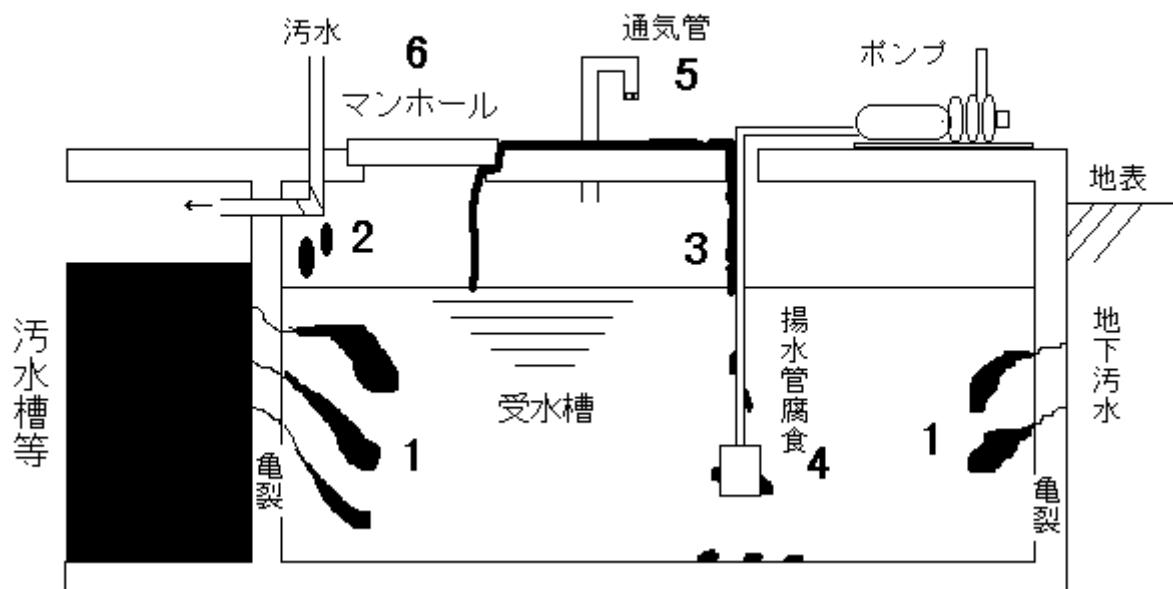
他 【水槽内】

- ・さび、水あかなどで水槽の中は汚れていませんか？
- ・ネズミなどの死骸はありませんか？



イ 地下式受水槽のチェックポイント

*現在この地下式受水槽の新設は認められません。



1 【受水槽内】

- ・受水槽の壁に亀裂がありませんか？
- ・水槽の中は汚れていませんか？
- ・さび・水あか・ネズミなどの死がいはありませんか？

2 【汚水管等】

- ・受水槽内に不要な配管はありませんか？
- ・汚水管等からの漏水はありませんか？

3 【揚水管基部】

- ・密閉されておらず、床排水等が流入していませんか？

4 【揚水管等】

- ・揚水管等が腐食していませんか？
- ・受水槽底部にさび等がありませんか？

5 【通気管】

- ・防虫網はついていますか？

6 【マンホール】

- ・鍵はついていますか？
- ・フタが壊れたり、開け放しになつたりしていませんか？
- ・立ち上げはありますか？
- ・密閉されておらず、床排水等が流入していませんか？
- ・さびていませんか？

3 水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行うこと。（千葉市小規模水道条例施行規則第11条（3））

- ◆水の色・濁り・臭い・味に異常を感じたときは、速やかに水質検査を実施し安全確認を行ってください。
- ◆原因を調査し異常を発見したときは、速やかに改善措置を講じてください。

《外観検査の方法》

- ◆透明のガラスコップ等に水を入れ、透かしてみて色や濁りがないか、臭いをかいでもみて塩素臭以外の異臭がないか、口に含んでみて異味がないか等を調べてください。

4 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、関係者へ飲用等が危険であることを周知すること。（千葉市小規模水道条例施行規則第11条（4））

- ◆水質検査の結果、毒物等の混入が判明したときや、水質検査をするまでもなく汚水等の混入が明らかで、そのまま飲用を続けると健康障害をきたすおそれがあることを知ったときは、即時に給水を停止してください。
- ◆水道利用者に、水を使用することが危険であることを周知してください。
- ◆保健所等へ連絡し、指示を受けてください。（P 9「5 汚染事故等の緊急時の措置」を参照）

5 給水栓末端で遊離残留塩素を0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上保持するよう必要に応じ再塩素消毒を行うこと。

- ◆原水はすでに消毒されていますが、受水槽等に貯留される間に塩素剤が消費されて給水栓末端で規定の残留塩素が確保されない場合があり、万一病原性生物等が受水槽に混入したときには、感染症が発生するおそれがあるので注意してください。
- ◆千葉市小規模水道条例では残留塩素の測定は特に義務づけられていませんが、用途・構造等に応じ隨時測定し、残留塩素が確保されないことが判明した場合は、再塩素消毒設備の設置等の措置を講じてください。

**6 管理については帳簿を備え、記録し保存すること。(千葉市小規模水道条例第17条、
千葉市小規模水道条例施行規則第12条)**

- ◆給水施設の構造図・系統図等を整備してください。
- ◆貯水槽の掃除、日常の定期点検、設備の補修等の実施期日及びその内容について必ず記録し、保存してください。（特定建築物にあっては、5年間保存）

7 消防用設備と共に用されている水槽の掃除・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ地元の消防機関へ連絡すること。

- ◆槽内の水抜きにより消防用設備としての機能が低下するおそれがあり、不測の事態に對処するためにも、必ず地元の消防機関へ連絡をとっておいてください。

4 保健所の指導

届出の指導

給水元である水道事業体から受水槽の設置状況の通報を受け、設置者に届出を指導します。

立入検査・改善指導

必要に応じて設置者等から管理についての報告を受け、担当職員が現場に立ち入り、帳簿・水質・施設を検査し、必要な改善を行うよう指導します。

措置の指示・給水停止命令

管理が不適当で、改善指導に従わない場合は、清掃その他必要な措置をとるよう指示することがあります。

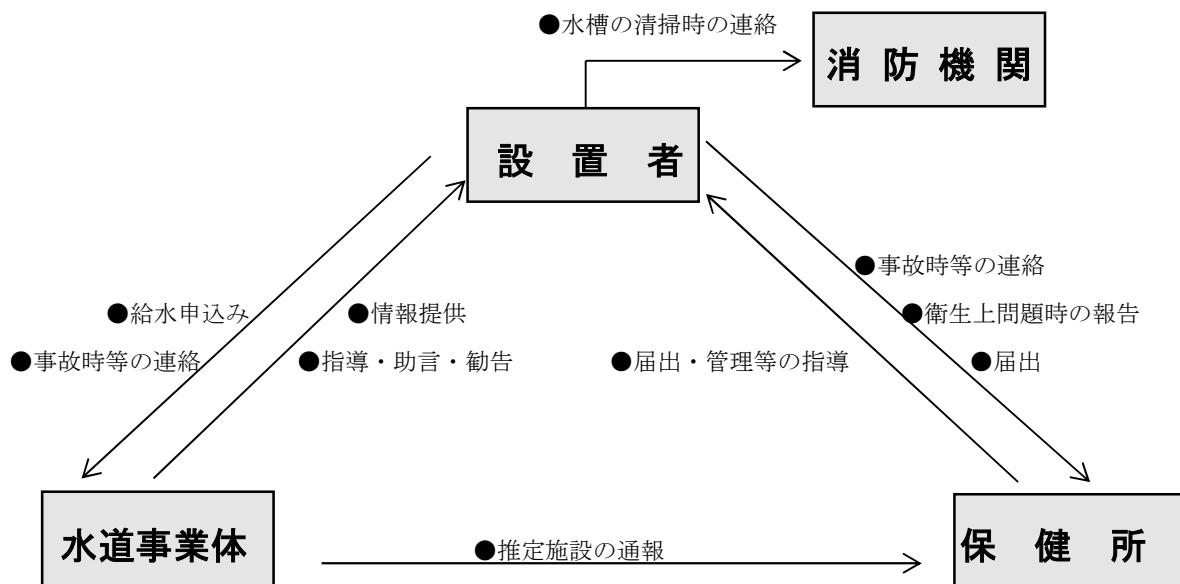
また、この措置の指示に従わず、給水を継続することによって利用者の健康を害するおそれがある場合は、指示に係る事項を履行するまでの間、給水の停止を命令することができます。

5 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起きた場合は、速やかに次のような措置をとってください。

- ◆給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、保健所及び水道事業体へ連絡し指示に従うこと。
- ◆給水停止中は、水道直結の蛇口等を利用し飲料水を確保すること。
直結栓がないときは、水道事業体へ相談し応急給水を依頼すること。
- ◆汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開について、保健所の指導に従うこと。

小規模簡易専用水道の取扱いの仕組み



◇ 小規模簡易専用水道関係法令（抜粋）

千葉市小規模水道条例

第2条

- (1) 小規模水道 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であって、50人以上の者に供給するもの（次に掲げるものを除く。）をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- ア 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道
- イ 水道法第3条第3項に規定する簡易水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道
- ウ 水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第1項に規定する水道
- エ 水道法第3条第6項に規定する専用水道
- オ 水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道
- (3) 小規模簡易専用水道 水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模水道をいう。

第13条第1項

小規模簡易専用水道（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に設置されたものを除く。次項において同じ。）の設置者は、当該小規模簡易専用水道を設置したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第13条第2項

小規模簡易専用水道の設置者は、規則で定める事項を変更したとき、及び当該小規模簡易専用水道を廃止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第14条

小規模簡易専用水道施設の設置者は、規則で定める基準に従い、当該小規模簡易専用水道を管理しなければならない。

第17条

小規模水道の設置者は、小規模水道の布設及び管理に関し、規則で定める帳簿及び書類を備えなければならない。

千葉市小規模水道条例施行規則

第9条

条例第13条第1項の規定による小規模簡易専用水道の設置の届出は、小規模簡易専用水道設置届（様式第5号）により行うものとする。

第10条第1項

条例第13条第2項の規定による変更の届出は小規模簡易専用水道変更届（様式第6号）により、廃止の届出は小規模簡易専用水道廃止届（様式第7号）により行うものとする。

第10条第2項

条例第13条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 給水施設の名称及び所在地
- (2) 設置者の住所及び氏名
- (3) 水の供給を受ける者の数
- (4) 受水槽及び高置水槽の数、容量、材質及び設置場所
- (5) その他市長が必要と認める事項

第11条

条例第14条に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水槽の清掃を1年ごとに1回定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めたときは、第2条に規定する検査項目のうち必要な項目の検査を行う。
- (4) 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

第12条第1項

条例第17条の規則で定める帳簿及び書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該小規模水道施設の確認申請書、給水開始届又は変更届、設置届等の写し
- (2) 定期及び臨時の水質検査結果書
- (3) 配水施設等貯水槽の清掃記録
- (4) その他市長が必要と認める書類

第12条第2項

前項第1号に係る帳簿書類は施設を廃止するまでの間、同項第2号から第4号までに係る帳簿書類は5年間保存しなければならない。

◇水質基準表（令和2年4月1日改正）

No.	項目	基準値
1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/1 以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/1 以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02 mg/1 以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1 以下であること。
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	シアノの量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1 以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/1 以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/1 以下であること。
14	四塩化炭素	0.002 mg/1 以下であること。
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/1 以下であること。
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランスクロロエチレン	0.04 mg/1 以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1 以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1 以下であること。
20	ベンゼン	0.01 mg/1 以下であること。
21	塩素酸	0.6 mg/1 以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02 mg/1 以下であること。
23	クロロホルム	0.06 mg/1 以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1 以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1 以下であること。
26	臭素酸	0.01 mg/1 以下であること。
27	総トリハロメタン	0.1 mg/1 以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1 以下であること。
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1 以下であること。
30	プロモホルム	0.09 mg/1 以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1 以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/1 以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/1 以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/1 以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/1 以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/1 以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/1 以下であること。
38	塩化物イオン	200 mg/1 以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム(硬度)	300 mg/1 以下であること。
40	蒸発残留物	500 mg/1 以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1 以下であること。
42	ジェオスミン	0.00001 mg/1 以下であること。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/1 以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1 以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/1 以下であること。
46	有機物（全有機炭素 (TOC) の量）	3 mg/1 以下であること。
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5 度以下であること。
51	濁度	2 度以下であること。

◎ご相談やお問い合わせは◎

千葉市保健所 環境衛生課 施設指導班

TEL : 043-238-9940

FAX : 043-238-9945

e-mail : kankyo.PHO@city.chiba.lg.jp

環境衛生課ホームページ

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/hokenjo/kankyo/index.html>



令和5年8月 改訂